

各種届出（指定・更新・変更・休廃止等・介護報酬・業務管理体制） について

お知らせ

- ▶ 令和6年4月1日より、介護保険事業者等が行う指定の申請の手続きについては、介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式(令和5年12月19日厚生労働省告示第331号)により行うこととなりましたので、新様式の使用をお願いします。
- ▶ 令和6年4月1日より、指定の申請や変更の届出等の手続について、厚生労働省の「電子申請届出システム」を利用した電子申請による受付を開始しますので、電子申請の御検討をおねがいします。詳細については、以下のリンク先から御確認ください。

【市ホームページ】

https://www.city.nasushiobara.tochigi.jp/soshikikarasagasu/koreifukushika/hoken_nenkin/1/2/19317.html

ホーム > [くらし・手続き](#) > [保険・年金](#) > [介護保険](#) > [介護保険事業者向け情報](#)
> [介護保険事業者の指定申請等における電子申請の運用について](#)

○指定・更新・変更・休廃止等に関する手続きについて

届出の種類	提出期限
指定申請	事前協議後 、指定を受ける月の 前月15日まで ※15日が閉庁日の場合は、その前の開庁日
更新申請（6年ごと）	有効期間満了日の属する月の 15日まで ※15日が閉庁日の場合は、その前の開庁日
変更届	変更があった日から 10日以内
廃止・休止届	廃止・休止予定日の 1か月前まで ※休止期間は原則として、最長でも1年間
再開届	再開した日から 10日以内
指定辞退届	辞退予定日の 1か月前まで ※地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護のみ
指定介護予防支援委託(変更)の届出	地域包括支援センターが介護予防支援の一部を居宅介護支援事業者に委託する場合には、届出が必要で す。 ※期限は特に定めませんが、原則委託が始まる期間の前までに御提出ください。

- ▶ 内容審査に時間を要しますので、必ず期限内にご提出ください。
- ▶ 【注意】
特に、指定申請については事前協議を十分に行ってください。

書類の差し替え等を含め、不備不足のない状態で前月15日までに提出が必要です。
必ず事前確認をお願いします。

書類の不備や不足があった場合には、指定の時期が遅れることもありますので、早めの提出に御協力ください。

- ▶ 各種様式は市ホームページからダウンロードしてください。

【市ホームページ】

https://www.city.nasushiobara.tochigi.jp/kurashi_tetsuzuki/hoken_nenkin/kaigohoken/2/19279.html

ホーム > [くらし・手続き](#) > [保険・年金](#) > [介護保険](#) > [介護保険事業者向け情報](#)
> [介護保険事業者の指定・変更・更新・休廃止等の手続きについて（令和6年4月1日から）](#)

※指定地域密着型（介護予防）サービス及び居宅介護（介護予防）支援の様式と、介護予防・日常生活支援総合事業の様式がそれぞれ異なりますので、御注意ください。

○介護報酬に関する手続きについて

提出期限	サービス種類
前月15日まで	居宅介護支援、定期巡回・随時対応サービス、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、第一号事業
当月1日まで	認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設

- ▶ 令和6年4月1日から算定する加算の届出については、
いずれのサービスも令和6年4月15日（月）を提出期限とします。
- ▶ 書類審査に時間を要しますので、必ず期限内にご提出ください。
- ▶ 事業所の体制について、加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなる事が明らかな場合は、速やかにその旨の届出てください。
- ▶ 各種様式は市ホームページからダウンロードしてください。

【市ホームページ】

https://www.city.nasushiobara.tochigi.jp/kurashi_tetsuzuki/hoken_nenkin/kaigohoken/2/8672.html

ホーム > [くらし・手続き](#) > [保険・年金](#) > [介護保険](#) > [介護保険事業者向け情報](#)
> [介護報酬に関する手続きについて](#)

○業務管理体制整備に関する届出について

業務管理体制整備に関する各種様式は市ホームページよりダウンロードしてください。

- ▶ 那須塩原市へ届出る必要がある法人は、地域密着型サービス（予防含む）のみ行う事業者であって、事業所等が同一市町村内（那須塩原市内）に所在する事業者です。
- ▶ 届出先が那須塩原市以外の場合は、行政機関にお問い合わせください。
- ▶ 【市ホームページ】

https://www.city.nasushiobara.tochigi.jp/kurashi_tetsuzuki/hoken_nenkin/kaigohoken/2/13098.html

ホーム > [くらし・手続き](#) > [保険・年金](#) > [介護保険](#) > [介護保険事業者向け情報](#)
> [業務管理体制整備に関する届出について](#)